

埋蔵文化財を守ろう

『文化財保護法』は、文化財を保存・活用し、国民の文化的向上に役立てるとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする法律です。この法律では、埋蔵文化財の保護のため、開発行為などの際に事前の届出を義務づけています。

町内の遺跡内（周知の埋蔵文化財包蔵地）で**開発行為や個人住宅・共同住宅の建築工事、土木工事**などを行う際は、「埋蔵文化財発掘届出書」を町文化財保存課へ提出してください。

文化財保存課

☎ 32-4404

工事の前に遺跡の確認を！

1 遺跡内の場合は、届出を！

個人・共同住宅などの建築工事・造成などの土木工事を行う前に、予定地が遺跡内かご確認ください。

●遺跡内の場合

工事着手60日前までに左記書類を3部提出してください。

①埋蔵文化財発掘届出書（様式は町文化財保存課にあります。または、県ウェブサイトでダウンロードしてください）

②位置図（縮尺2500分の1程度）

③平面図（建築配置図など）

④設計図（基礎伏図など）

⑤土地所有者の承諾書（届出者と土地所有者が異なる場合）

●周知の遺跡外で、開発面積が二万平方メートルを越える場合

遺跡があるかどうかを確認しますの
で「遺跡有無踏査確認願」を提出してください。

提出先

町文化財保存課

2 届出後は？

県教育委員会が審査し、左記の判断をします。

●慎重工事↓慎重に工事をし、遺物などが出土した場合は速やかに町文化財保存課に連絡してください。

●工事立会↓町文化財保存課職員が、



▲弥生時代最大級の大型建物跡
(唐古・鍵遺跡)

掘削工事時に立ち会います。

●発掘調査↓県・町文化財保存課と申請者との間で協議し、工事前に調査を実施します。調査後工事に着手していただきます。（調査の際、特に重要な発見があったときは、遺構の保存のために再度協議する場合があります）

※費用について

●非営利的な場合（個人住宅など）
公費で負担

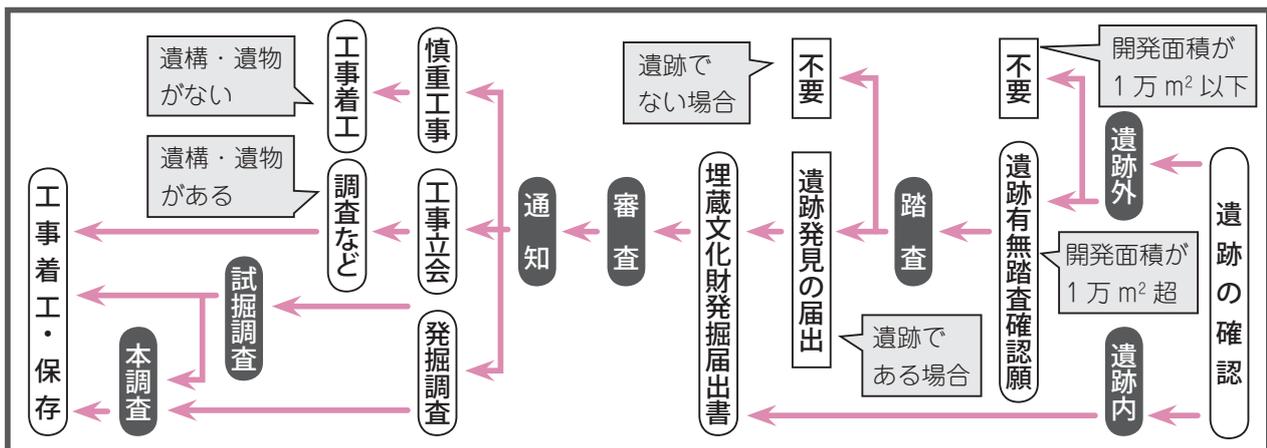
●営利的な場合（店舗、宅地分譲など）
事業者負担

出土遺物は県から文化財の認定を受け、整理作業を行います。その後、町が保管し、活用します。

新たな遺跡を発見したら…

工事中に、遺跡や遺物を発見した場合、工事を中断し、現状を変えないよう注意してすぐに町文化財保存課へ連絡してください。

埋蔵文化財取り扱いの流れ

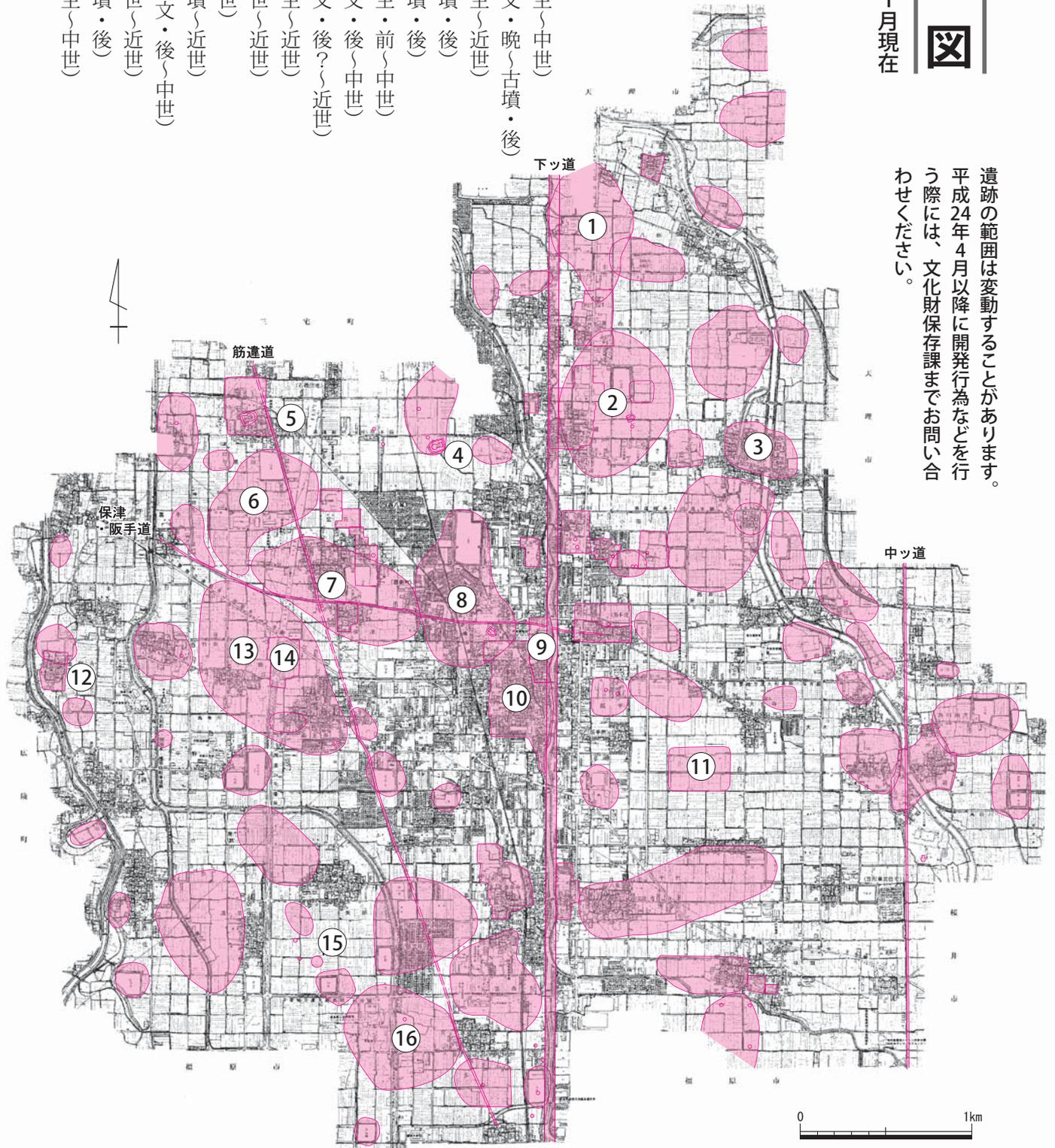


遺跡地図

平成24年1月現在

■町内の主な遺跡

- ① 清水風遺跡 (弥生～中世)
- ② 唐古・鍵遺跡 (縄文・晩～古墳・後)
- ③ 法貴寺遺跡 (弥生～近世)
- ④ 笹鉾山1号墳 (古墳・後)
- ⑤ 黒田大塚古墳 (古墳・後)
- ⑥ 宮古北遺跡 (弥生・前～中世)
- ⑦ 保津・宮古遺跡 (縄文・後～中世)
- ⑧ 羽子田遺跡 (縄文・後?～近世)
- ⑨ 平野氏陣屋跡 (弥生～近世)
- ⑩ 寺内町遺跡 (中世～近世)
- ⑪ 柿ノ森遺跡 (中世)
- ⑫ 金剛寺遺跡 (古墳～近世)
- ⑬ 十六面・薬王寺遺跡 (縄文・後～中世)
- ⑭ 保津氏居館推定地 (中世～近世)
- ⑮ 団栗山古墳 (古墳・後)
- ⑯ 多遺跡 (弥生～中世)



遺跡の範囲は変動することがあります。
平成24年4月以降に開発行為などを行う際には、文化財保存課までお問い合わせください。

遺跡の範囲内に該当すると思われる場合や、詳細な範囲を確認したい場合は、町文化財保存課へお問い合わせください。また、県文化財保存課のウェブサイト (http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-16763.htm) でも確認できます。